**支援商工会が記入**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式４）

**【追加公募・全国商工会連合会提出用】**

記入日：平成　　年　　月　　日

全国商工会連合会　会長　殿

商工会名：　　　　　　　　　　　　　　　印

支援担当者(確認者)所属・氏名：

平成２８年度第２次補正予算

小規模事業者持続化補助金【追加公募分】に係る事業支援計画書

　小規模事業者持続化補助金における補助金への応募を下記の者が行うに当たり、当該応募者が採択を受けた場合、以下の計画に基づき実行支援を行います。

記

１．支援対象事業者

　　　事業者名称：

２．支援内容

|  |
| --- |
| （１）企業からの要望 |
| （２）支援目標 |
| （３）支援内容  　①補助事業期間中の支援  ②補助事業期間終了後５年間の支援 |

**支援商工会が記入**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式６）

**【追加公募・全国商工会連合会提出用】**

**＊代表者の満年齢(平成29年４月１日現在)が60歳以上の事業者（共同申請の参画事業者を含む）のみ必須**

**＜事業承継診断票（相対用）＞**

商工会名：　　　　　　　　　　　　印

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 企業名：   |  | | --- | | 事業承継ヒアリングシート＜「事業承継ガイドライン」（中小企業庁）掲載のフォームを加工＞ | | 経営者の年齢：　　　　　　歳　　　　　　業種： | | 従業員数：　　　　　　　　人　　　　　　売上：　　　　　　　　百万円 | | Ｑ１　会社の１０年後の夢について語り合える後継者候補がいますか。  　　　（　　）①はい　⇒それは誰ですか？【氏名：　　　　　　　　　　　　　　　】・（　　）②いいえ  **【氏名】記載の場合、次のいずれか1つに○＜後継者候補の実在確認資料の添付が必要（公募要領P.51参照）＞**  **（　　）①他の役員（親族含む）・（　　）②従業員（親族含む）・（　　）③家族専従者・（　　）④その他**  　※「①はい」→Ｑ２、「②いいえ」→Ｑ７へお進みください。／  　Ｑ２　候補者本人に対して、会社を託す意思があることを明確に伝えましたか。  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  　　　　　※「①はい」→Ｑ３～Ｑ６、「②いいえ」→Ｑ８～Ｑ９をお答えください。  　Ｑ３　候補者に対する経営者教育や、人脈・技術などの引継ぎ等、具体的な準備を進めていますか。  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  　Ｑ４　役員や従業員、取引先など関係者の理解や協力が得られるよう取組んでいますか。  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  Ｑ５　事業承継に向けた準備（財務、税務、人事等の総点検）に取りかかっていますか。  　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  Ｑ６　事業承継の準備を相談する先がありますか。  　　（　　）①はい　⇒それは誰ですか？【相談先氏名・名称　　　　　　　　】・（　　）②いいえ  　Ｑ７　親族内や役員・従業員等の中で後継者候補にしたい人材はいますか。  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  　　　　　※「①はい」→Ｑ８～Ｑ９、「②いいえ」→Ｑ１０～Ｑ１１をお答えください。  　Ｑ８　事業承継を行うためには、候補者を説得し、合意を得た後、後継者教育や引継ぎなどを行う準備期間が必要ですが、その時間を十分にとることができますか。  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  　Ｑ９　現在までに後継者に承継の打診をしていない理由が明確ですか。（後継者がまだ若すぎる　など）  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  　Ｑ１０　事業を売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか。  　　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  　Ｑ１１　事業の売却や譲渡などについて、(1)相談する専門家はいますか。  (2)実際に相談を行っていますか。  　　(1)相談する専門家はいますか。　　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ  ⇒それは誰ですか？  【相談先氏名・名称　　　　　　　　　　　】  　　(2)実際に相談を行っていますか。　（　　）①はい　・　（　　）②いいえ |   Ｑ３～Ｑ６ で１つ以上「②いいえ」と回答した方・・・円滑に事業承継を進めていくために、事業承継計画の策定による計画的な取り組みが求められます。  Ｑ８～Ｑ９ で１つ以上「②いいえ」と回答した方・・・企業の存続に向けて、具体的に事業承継についての課題の整理や方向 性の検討を行う必要があります。  Ｑ10～Ｑ11で１つ以上「②いいえ」と回答した方・・・事業引継ぎ支援センターにご相談ください。 |

※この「事業承継診断票」の各設問への回答内容は、採択審査の対象ではありません。